

軽自動車税クレジットカード納付実証研究

神奈川県藤沢市

人口：392,929 人

面積：69.51 km²

取組の概要

軽自動車税について、インターネットを利用したクレジットカード納付の実証研究を民間企業と研究共同体を組織して実施した。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 市税の収入確保対策は重要な課題であり、様々な取組を行ってきたところであるが、今後、さらに市税の収納率向上を図るため、納税環境の整備など納税者の利便性の向上に努める必要がある。
- ・ このため、マルチペイメント等を利用した電子納税への参加を念頭に、電子納税の制度と実務上の運用手法などを先行して研究することが、今後の本格的電子納税化計画を円滑に進める上で必須のこととなってきた。

2 取組の具体的内容

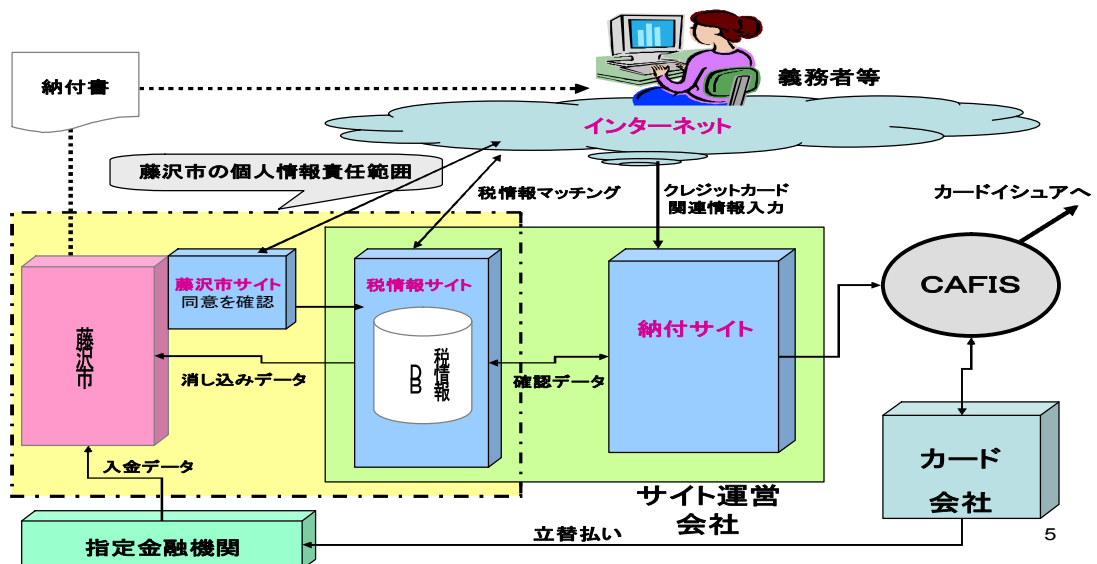
インターネットを利用したクレジットカード納付の実証研究を次のとおり実施した。

- ・ 対象税目は、平成 18 年度軽自動車税現年度分
- ・ 対象件数は、76,503 件（口座振替分を除く）
- ・ 実施期間は、平成 18 年 5 月 1 日～5 月 25 日
- ・ 消し込みデータの受け渡しは、前日 24 時までに処理された消し込みデータを CD-R に収めて、翌日の 10 時までにセキュリティ宅急便で藤沢市へ送付
- ・ 入金サイクルは、納付処理が終わって、4 営業日目にカード会社から藤沢市指定の口座へ振込み
- ・ 手数料は、藤沢市が負担
- ・ 問い合わせ窓口は、一次受付は藤沢市が行い、必要に応じてカード会社に問い合わせる体制をとった
- ・ 支払い回数は、1 回払い

【納付フロー】

- ・ 納税義務者等は最初に藤沢市のサイトへアクセスし、クレジットカード納付の手続きの確認、個人情報の取扱等の同意をした上で、サイト運営会社が運営する税情報サイトへと進む。
- ・ 税情報サイトでは、対象とする課税情報を確認するため、あらかじめ「通知書番号」「番号」「税額」の3情報をデータベース化した。利用者は「通知書番号」「車両番号」を入力し、対象とする軽自動車税を確定する。このサイトまでが藤沢市の個人情報管理の責任範囲とし、サイト運営会社とは税情報サイト運営管理委託契約を結び、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」の適用対象とした。
- ・ 課税情報の確認後、納税義務者は納付サイトへ進み通常のクレジット決済を行うことになる。
- ・ ここではカード番号、有効期限を入力し、希望者には本人確認のために「3Dセキュア認証サービス」を利用することができる。
- ・ なお、支払方法は一括払いのみである。
- ・ ウェブサイトでの納付手続きが完了すると、納付サイトから税情報サイトへ納付された旨の確認データが送られ、さらに税情報サイトから翌日、一括して消し込みデータが藤沢市へ立替払確定値として送付される。今回は実証研究ということもあり消し込みデータはメディアに記録したうえ、バイク便で藤沢市まで送致した。
- ・ この確定値分に対する入金金は、4営業日後にカード会社から藤沢市指定の口座に振り込まれる。
- ・ なお、カード会社からの入金については、税額と手数料を相殺せずに、そのままの金額で振込が行われる仕組みとした。手数料については、実証研究終了後の6月に一括して市がカード会社へ支払った。
- ・

実証研究事業全体スキーム図



<税情報サイトの税情報入力画面例>

税情報入力画面

通知書番号を入力

車両番号(下4桁)を入力

<スキーム図の納付サイトのカード情報入力画面例>

カード情報入力画面

カード情報を入力

3 取組の効果

- ・ 総利用件数 2,200 件、総利用金額 7,357,700 円あった。5 月 25 日までの利用率は、件数比で 6.1%になった。
- ・ 今回のカード会社の一般の物販等の利用率が約 4~4.5%であることから、今回の高利用率は、今後の有効な納付方法のひとつと考える。
- ・ また、期限内収納率（金額ベース）も 17 年度 72.56%から 18 年度 75.65%と約 3%の増となった。

4 住民の反応・評価

- ・ 3,000 人（クレジット利用者 1,350 人 一般市民無作為に 1,650 人）にアンケート調査を実施した。その主なものは
 - 利用者の 94%は今回のクレジットカード納付について満足と回答
 - クレジットカード納付のメリット（複数回答可）は「窓口に行かなくてすむこと」77.6%、「都合のよい時間に納付できる」67.3%等と回答
 - この中で「特に良かったと思う点はない」は 0%であり、利用者は何らかのメリットを感じているというのがわかる

5 今後の課題

- ・ 手数料負担の考え方
 - 金額の大きい税目については、更なる検討・調整が必要である。
- ・ 個人情報の取り扱い
 - 個人情報の取り扱いについては、適切な措置が必要である。
- ・ システムの構築・運用方法
 - 今後の本格実施に向けて、他のカード会社、他の自治体等が共同で利用できるシステムの構築が不可欠になるが、そのシステムの信頼性の確認や、費用対効果の検証が必要である。
- ・ セキュアな消し込みデータの授受
 - マルチペイメントネットワーク若しくはL GWAN経由での実施が必要である。
- ・ 本人認証の方法
 - 利用者に対する十分な説明と分かり易い操作性の実現が必要である。
- ・ カード会社等との契約
 - 複数のカードブランドを取り扱うための契約方法や契約内容の統一化の検討が必要である。
- ・ 滞納の取り扱い
 - クレジットカードで取り込むのか、臨戸収納に活用するのか等の戦略検討が必要である。

6 今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 今後の課題にもあるが、クレジットカード納付を導入するには共同システムの利用が考えられる。
- ・ そのシステムの利用にあたっては、システム、費用対効果等の検証が必要になることと、マルチメントネットワーク、コンビニ収納等の各種電子納税に今後、対応・連携できるものかといったところも考慮する必要がある。

(参考) 当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.jri.co.jp/consul/c-pay/fujisawa/index.html>

担当部署：財務部納税課